

消防計画

1 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、居住者全員が守らなければなりません。

2 防火管理者等の業務について

防火管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 消防署への報告及び連絡
- (2) 居住者への火災予防対策、火災発生時及び地震発生時に近隣者が行うべき行動の呼び掛け
- (3) 建物、屋外階段等の自主検査の実施及び報告
- (4) 共用部分における消防用設備等の点検及び維持管理
- (5) 自衛消防訓練の計画と居住者に対する訓練参加の呼び掛け
- (6) 消防署から配布された広報紙の回覧及び管理

3 居住者が行う防火管理対策について

居住者は、自己の責任において、次の対策を行う。

- (1) 住戸内における火気管理
- (2) 住戸出入口、防火戸の閉鎖機能の維持管理
- (3) バルコニーにおける避難障害となる物件の除去 ★
- (4) 階段・通路等の共用部分における燃えやすい物及び避難障害となる物品の除去
- (5) 消防用設備等(_____)の周囲における使用障害となる物品の除去
- (6) 連結送水管の送水口周囲における使用障害となる物品の除去 ★

4 災害対策について

(1) 火災が発生した場合の自衛消防活動

- ア 火災が発生させた者又は火災を発見した居住者は、大声で他の居住者に知らせる。
- イ 119番通報は、火災が発生させた者、発見した居住者、同一階の居住者が協力して行う。
- ウ 初期消火は、消防隊が到着するまで居住者が協力して行う。
- エ 玄関から避難できない場合にあっては、バルコニーの仕切板を破壊して隣戸から安全な場所へ避難を行う。★
- オ その他

避難する場合は、エレベーターを使用しない。★

(2) 地震時の自衛消防活動

- ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- イ 地震が発生した場合は、使用中の火気の消火を行う。
- ウ 各設備器具は、安全を確認した後使用する。
- エ 火災や救助を必要とする者が発生したら、居住者全員で協力し合い、初期消火や

初期救護を行う。

オ テレビやラジオ，防災関係機関からの信頼できる情報の収集に努める。

カ 防災関係機関の避難命令により，広域避難場所等（ ）に避難する。

キ 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は，火気使用の自粛又は使用中の監視を行う。

ク 地震後は，火気使用設備，器具等の破損状況を検査し，安全であることを確認した後で使用を再開する。

5 訓練について

(1) 防火管理者は，居住者に対して消防用設備等の設置場所及び使用方法，避難経路等の周知徹底を行う。

(2) 居住者は，町会・自治会等が実施する地域の訓練に積極的に参加して訓練を行う。

(3) 居住者は，消火器を用いた消火訓練を積極的に行う。

(4) その他

ア 訓練は毎年 月頃

イ 防火管理者は，各住居者に対して避難経路，火災等災害発生時の対応行動等を記載したパンフレットを配布するほか，避難経路図等を広報板に明示する。

イ 防火管理者は，各住居者に対して避難経路，火災等災害発生時の対応行動等を記載したパンフレットを配布するほか，避難経路図等を広報板に明示する。

6 消防用設備等の点検及び報告について

(1) 消防用設備等は，点検設備業者に委託して行うものとし，管理権原者がその結果を受け，3年に1回 に報告する。

(2) その他

ア 防火管理者が，消防用設備等の点検結果報告書などを整理して管理人室に置き管理する。

イ 建物，階段，消防用設備等の施設・設備等の維持管理は，（ ）が行う。

7 その他

(1) 建物全体に及ぶ増改築等を行う場合には，別途安全対策を樹立する。

(2) 放火防止対策

ア 建物内外の整理整頓

イ 共用部分等に可燃物等の物品を置かない。

(3) 防火管理業務の一部委託について

受託者の氏名及び住所並びに受託者の行う防火管理業務の範囲及びその方法については，別紙（防火管理業務の委託状況）のとおりとする。

防火管理業務の委託状況（ 年 月 日現在）

防火対象物名称	
管理権原者氏名	
防火管理者氏名	
受託者の氏名及び住所	氏名（名称） 住所（所在地） TEL
	担当事務所 TEL
受託者の行う 防火管理業務の範囲	